

令和 7 年 2 月 14 日

健康福祉常任委員会資料

2 月定例会提出予定議案について

【予算関係】

- 1 令和 7 年度兵庫県病院事業会計当初予算計上予定額の概要・・・・・・・・・・ P. 2

【条例関係等】

- 2 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の制定（関係部分）・・ P. 3
3 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（関係部分）・・・・・・・・ P. 4
4 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定・・・・・・・・ P. 5
5 損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6

病 院 局

2 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の制定（関係部分）

（1）概要

病院事業の職員の定数について、（2）①から⑤までに掲げる増員及び減員を行うため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正する。

現行 ①	改正後 ②	差引 ②－①
7,731 人	7,828 人	+97 人

（2）改正内容

- ① 西宮総合医療センター(仮称)開設準備に伴う増員（令和8年度開設予定） [+88 人]
- ② 診療報酬基準・医療ニーズへの適切な対応のための体制整備に伴う増員
[+77 人]
- ③ 効率的な病床運用のための看護師の適正配置
[▲54 人]
- ④ 定年年齢の引上げに伴う減員
[▲25 人]
- ⑤ 県養成医師の採用に伴う増員
[+11 人]

（3）施行期日

令和7年4月1日

3 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（関係部分）

（1）制定の理由および概要

前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、兵庫県病院事業の設置等に関する条例に定める特別室の室料について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。

（2）改正の内容

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 別表第1（県直営病院）の特別室の室料の金額を、次のとおり改める。

種 別	現 行			改正案		
	単位	税抜	税込	単位	税抜	税込
A	1人1日	30,091円	33,100円	1人1日	<u>32,728円</u>	<u>36,000円</u>
B	1人1日	17,091円	18,800円	1人1日	<u>19,091円</u>	<u>21,000円</u>
C	1人1日	14,273円	15,700円	1人1日	<u>15,455円</u>	<u>17,000円</u>
D	1人1日	12,364円	13,600円	1人1日	<u>13,637円</u>	<u>15,000円</u>
E	1人1日	9,546円	10,500円	1人1日	<u>10,910円</u>	<u>12,000円</u>
F	1人1日	7,637円	8,400円	1人1日	<u>8,364円</u>	<u>9,200円</u>
G	1人1日	5,728円	6,300円	1人1日	<u>6,273円</u>	<u>6,900円</u>
H	1人1日	4,728円	5,200円	1人1日	<u>5,182円</u>	<u>5,700円</u>
I	1人1日	3,819円	4,200円	1人1日	<u>4,182円</u>	<u>4,600円</u>
J	1人1日	2,909円	3,199円	1人1日	<u>3,182円</u>	<u>3,500円</u>
K	1人1日	2,364円	2,600円	1人1日	<u>2,637円</u>	<u>2,900円</u>

イ 別表第3（指定管理病院）の特別室の室料の金額を、次のとおり改める。

種 別	現 行			改正案		
	単位	税抜	税込	単位	税抜	税込
A	1人1日	17,091円	18,800円	1人1日	19,091円	21,000円
B	1人1日	9,546円	10,500円	1人1日	10,910円	12,000円
C	1人1日	7,637円	8,400円	1人1日	8,364円	9,200円

（3）施行期日

令和7年4月1日

4 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 制定の理由

医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立西宮病院の診療科目について所要の整備を行う。

(2) 制定の概要

兵庫県立西宮病院の診療科目に、脳神経内科を追加する（第2条関係）。

(3) 施行期日

令和7年4月1日

5 損害賠償額の決定

県立西宮病院における医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

(1) 事故の概要

令和3年5月、腎不全(透析)、発作性心房細動等の合併症がある患者が、自宅で転倒し、大腿骨骨折により緊急入院。

入院3日目、患者持参薬のアプリンジン(発作性心房細動の治療のための抗不整脈薬・院内非採用薬)が切れるため、担当医が代替薬として院内採用のピルシカイニド(抗不整脈薬)を処方し、入院4日目から内服を開始。この際、腎不全で透析を受けている患者には減量して投与すべきピルシカイニドを誤って通常量を継続投与した。

このため、入院10日目に心室頻拍が出現し、薬物療法で一旦軽快したものの、入院11日目に再度心室頻拍が出現し、薬物療法を実施したが軽快せず死亡した。

当該医療事故に関し、相手方と損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

(2) 損害賠償の額

29,000,000円

兵庫県立西宮病院における医療事故の公表について

医療における安全管理を向上させるとともに、県民から信頼され安心できる県立病院を実現するため、この度、県立西宮病院で発生した重大な事故（死亡事故）について、公表します。

1 患 者

80歳代（女性）

2 事故発生日

令和3年5月下旬

3 病 名

大腿骨骨折、発作性心房細動

4 概 要

- (1) 令和3年5月中旬、腎不全(透析)、発作性心房細動等の合併症がある患者が、自宅で転倒し、大腿骨骨折により緊急入院。
- (2) 入院2日目、患者持参薬のアプリンジン（発作性心房細動の治療のための抗不整脈薬・院内非採用薬）が切れるため、担当医が代替薬として院内採用のピルシカイニド（抗不整脈薬）を処方し、入院4日目から内服（通常量）を開始。
- (3) 入院5日目、骨折に対して手術を施行。
- (4) 入院10日目、心室頻拍が出現したが、薬物療法で一旦軽快。
- (5) 入院11日目、再度心室頻拍が出現し、薬物療法を実施したが軽快せず死亡。

5 事故の要因

腎不全で透析を受けている患者には減量して投与すべきピルシカイニドを減量せずに通常量を投与したことが原因となって、致死性の不整脈（心室頻拍）が発症し、死亡したと判断される。

6 再発防止策

- (1) 薬剤処方の際に、腎透析の有無や腎機能の状態に十分留意して減量等の適切な対応を取るよう関係職員に周知した。
- (2) 腎透析患者や腎機能低下患者に慎重投与が必要な薬剤については、医師が電子カルテに処方を入力する際にアラート表示がでるシステムを導入した。
また、自動的に腎機能検査結果と処方内容が照合され過量投与が回避できるシステムを今後導入する。（令和3年8月導入済）
- (3) 来年度より病棟薬剤師を配置すべく準備を進める。（令和4年4月配置済）